

(目的)

第1条 この条例は、市民が、日本国憲法に掲げられた恒久平和の理念のもと、永遠の平和を希求し、愛する郷土に誇りと感謝の気持ちを持ち、一人ひとりが平和について考え、語り合い、行動する日を位置づけることによって、平和への願いを未来に向け継承して行き、すべての人が等しく平和で豊かな生活が送れるまちづくりを推進していくために、南城市市民平和の日(以下「平和の日」という。)を定めることを目的とする。

(平和の日)

第2条 平和の日は、8月10日とする。

(基本理念)

第3条 市は、世界の恒久平和の実現を願う市民の精神に基づき、平和施策を、市民の協力と参加のもと推進する。

(平和事業の推進)

第4条 市は、平和の意義を確認し、平和意識の高揚を図るため、次に掲げる事業を推進する。

(1) 平和の意義の普及及び平和意識の高揚

(2) 平和に関する各種行事の開催及び後援

(3) 前2号のほか、平和施策の推進に関し市長が必要と認める事業

2 市は、平和事業の推進のため平和月間及び平和週間を設けることができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。